



産保第1079号
令和2年8月26日

一般社団法人千葉県LPガス協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について（通知）

日頃から本県の高圧ガス保安行政の推進及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御理解・御協力を賜りお礼申し上げます。

県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づき、催物（イベント等）開催制限の協力要請を行っているところです。

開催にあたっての上限人数については、段階的に緩和をしてきたところですが、7月末をもって緩和する予定であったところ、令和2年7月27日に、8月末まで緩和時期を延期したところです。

このたび、県内や近隣都県の感染状況等を踏まえ、再度、緩和時期を延期し、9月末まで、現在の開催制限を維持することとしました。なお、今後の感染状況等を踏まえ、見直す場合があります。

つきましては、別添報道発表資料の内容について、貴協会会員の皆様への速やかな周知に御協力いただきますようお願いいたします。

引き続き、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

産業保安課保安対策室

TEL 043-223-2736

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

千葉県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づき、催物（イベント等）開催制限の協力要請を行っており、段階的に上限人数の緩和を進めてきたところですが、県内や近隣都県の感染状況等を踏まえ、9月末までは現在の制限を維持することとしました。なお、今後の感染状況等を踏まえ、見直す場合があります。

感染拡大の防止と、社会経済活動の維持の両立を目指し、一層の御理解・御協力をお願いします。

◎ 催物開催の上限人数の目安について

5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることや、県内や近隣都県の感染状況を踏まえ、開催の目安を以下のとおりとしてください。

屋内：上限人数は5,000人かつ定員の半分以下

屋外：上限人数は5,000人以下

かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2メートル）

※ 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した人数とします。

※ 参加者の上限人数の考え方については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ定員の定めがある場合には、収容定員の半分以下としてください。

※ 屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されない場合や収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保できるように入場人数の制限などを行ってください。

上限人数以外にも、以下の事項について協力を要請します。

1 イベント参加者の皆さまへのお願い

- 発熱等の症状がある場合はイベントに参加しないでください。
- イベントに参加する前に接触確認アプリをインストールするようお願いいたします。また、感染拡大防止のためにイベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に御協力をお願いいたします。
- イベントに参加するときは、熱中症等の対策が必要な場合を除いて、原則として、マスクを着用してください。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底してください。
- イベントの入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、「3つの密」の環境を避けるほか、そこにおける交流等は控えていただくようお願いいたします。
- イベントの参加前・参加後は、移動中や移動先での感染防止のため、例えば、打ち上げ等における感染リスクのある行動の回避などの適切な行動をとってください。

2 主催者の皆さまへのお願い

※ 展示会や見本市等についても、イベントの制限に準じて対応してください。

- イベントの規模にかかわらず、①「3つの密」が発生しない席配置や人と人との十分な距離の確保（できれば2メートル）、②マスクの着用、③参加者名簿の作成による連絡先等の把握、④催物の開催中や前後における選手・出演者や参加者等に係る行動管理、など基本的な感染防止策を講じてください。
- 「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。

「感染拡大防止対策チェックリスト」（千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

「業種別のガイドライン」(内閣官房のホームページ)
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

- 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにしてください。その際の払い戻し措置等をあらかじめ規定しておいてください。
- イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリをインストールするよう促してください。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底してください。
- イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除いて、原則として、マスクを着用することを促してください。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することも促してください。
- 上限人数の目安に満たない場合でも、密閉空間で大声を発する場合や、管楽器を使用する場合、人との間隔を十分確保できない場合等は慎重な対応をお願いします。
- 全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（プロスポーツの試合等）や、参加者が1000人を超えるようなイベントを開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。

※事前相談では、「大規模なイベント開催事前相談シート」により、こまめな手洗い、消毒、換気などの基本的な感染防止対策の実施について確認させていただきます。

具体的な相談方法は、千葉県ホームページをご覧ください。

「大規模なイベントの開催に関する事前相談」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan.html>

- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事のうち、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討してください。
地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限は

ありませんが、イベント参加者の連絡先等の把握の徹底をお願いします。
また、参加者に、次のような適切な感染拡大防止対策を呼びかけてください。

- ① 発熱や感冒症状がある方は参加を控える
- ② 人と人との十分な距離を確保
- ③ 行事及びその前後の交流での「3つの密」を避ける
- ④ 手洗いやマスクの着用
- ⑤ 大声で会話することはできるだけ避ける
- ⑥ 接触確認アプリの活用

- イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間のトイレ、休憩場所、イベントの前後などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、トイレ、休憩場所等においても「3つの密」の発生をできるだけ回避するとともに、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけてください。
- 入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、施設等の状況に応じた室内の換気の適切な実施、出演者の発声等を伴う催物にあつては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等を実施してください。
- 特に大規模なイベントを開催する場合は、会場周辺の駅やバス停、公共交通機関、店舗などの混雑を緩和できるよう、入退場時間の分散や、交通手段への配慮など、「3つの密」の回避に関する工夫をお願いします。
- イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促してください。